

担保取消決定申立書類等一覧

【民事訴訟法79条各項のいずれの事由の場合においても必要な書類】

- 担保取消決定申立書（担保取消の申立てには申立手数料は必要ありません。被申立人が複数いる場合は、なるべく被申立人ごとに申立書を作成してください。）
- 委任状（代理人弁護士による場合。ただし、保全事件又は基本事件の代理人であり、かつ、当事者に変動がなく、事件が終了してから相当期間内の場合は不要。）
- 供託原因消滅証明申請書（2通のうち1通には証明手数料として、150円の収入印紙を貼ってください。供託の場合は、証明申請書に供託書の写しを合綴して、契印（割印）をしてください。）
- 94円切手を貼った返信用封筒（供託原因消滅証明書送付用－証明書を取りに来られる場合は不要です。）
- 供託原因消滅証明書受領書（証明書を郵送する場合も取りに来られる場合も含めて、あらかじめ提出していただいています。）

【民事訴訟法79条各項の事由ごとに必要な書類】

申立ての条件等		必要書類等	郵券
A 事由止み（民事訴訟法79Ⅰ）を根拠とする申立て			
(1) 仮差押え・仮処分の担保			
<input type="checkbox"/> 本訴訟で債権者が被保全権利について 全部勝訴 の判決を得た場合 (被保全権利を基準にして、一部でも敗訴部分がある場合は下欄Cの申立てとなります。)	・判決正本及び写し（事件が高裁、最高裁にも係属した場合には、その全てについて提出してください。なお、一審判決が保全命令を発令した裁判所と同じときは、一審判決だけは写しの提出のみで可。以下、債務名義を必要とするものについて同じ。） ・判決確定証明書（原本）	1194円 ×被申立人数	
<input type="checkbox"/> 本訴訟で債権者が被保全権利について 全部勝訴 的和解や調停成立を得た場合 (和解条項に担保取消しについて同意がある場合は下欄B)	・和解・調停調書正本及び写し		
(2) 執行停止（通常訴訟等の控訴提起に伴う）の担保			
<input type="checkbox"/> 控訴審において控訴人が 勝訴判決 を得た場合	・原審の判決正本及び写し ・控訴審の判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本）		
(3) 執行停止（第三者異議・請求異議訴訟等に伴う）の担保			
<input type="checkbox"/> 原告が 全部勝訴 の判決を得た場合	・判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本）		
B 担保権利者の同意（民事訴訟法79Ⅱ）を根拠とする申立て			
<input type="checkbox"/> 担保取消しについて書面による 同意書 を得た場合	債務者（担保権利者）又はその代理人弁護士作成による次の書類 ①同意書 ②不抗告の合意書（抗告権放棄の上申書） ③担保取消決定正本の受領書 ④印鑑登録証明書（本人が同意した場合） ⑤委任状（代理人弁護士による場合）		③がない場合、84円×被申立人数
<input type="checkbox"/> 和解調書・調停調書に担保取消しについて 同意条項 がある場合	・和解調書・調停調書正本及び写し		84円×被申立人数
C 権利行使催告（民事訴訟法79Ⅲ）を根拠とする申立て			
(1) 仮差押え・仮処分の担保			
<input type="checkbox"/> 本訴訟で債権者が被保全権利について 全部又は一部敗訴 の判決を得た場合－①	・判決正本及び写し ・判決確定証明書（原本）	(共通) ・保全事件の取下書（既に取下げをしている場合は不要です。） ・執行の解放証明書（執行官作成－占有移転禁止仮処分・動産仮差押え・動産仮処分等の場合）	被申立人1名につき1194円2組 ただし、取下げと同時に申し立てるときは、 ◎被申立人1名につき+10円 ◎債務者への取下げ通知用の郵券は不要
<input type="checkbox"/> 本訴訟で債権者が 敗訴 的内容の和解や調停が成立した場合－②	・和解・調停調書正本及び写し		
<input type="checkbox"/> 本訴訟の 取下げ をした場合－③	・本案の取下げ証明書（原本）（訴状の写しが付けられ、契印されているもの）		
<input type="checkbox"/> 本訴訟を 提起しなかった 場合 (申立書に、本案不提起の旨を記載する)	・本案不提起の旨を記載した上申書（申立書に記載がない場合）		
(2) 執行停止の担保			
上記(1)の①②③のいずれかの場合	・執行停止決定正本及び写しのほか、(1)の①②③の場合に準ずる。		

※ 保全事件以外（強制執行停止等事件）の担保取消申立書には、必ず基本事件の番号（地裁の訴訟事件－(ワ)の番号）及び係属部を記入してください。また、必ず電話番号・FAX番号を記入してください。

※ 「正本及び写し」が必要書類とされている場合、照会后、正本はお返しします。